
第3章 保存整備の方針と計画

1. 保存整備の方針

(1) 基本方針

本計画における戦争遺構は、「我がまちも戦場であった」歴史を語る実物資料として後世に受け渡し、それらを見学し平和の大切さについて考える機会を提供するために保存、整備を行っていく。

遺構保存には、整備保存、現状保存、記録保存の形態があるが、本計画では多数の遺構それぞれの状況に合わせた保存形態を取り入れる。整備保存としての具体的な整備は、損傷、劣化を最小限に食い止め、保存環境に留意し現状維持を原則としながら、最適な状態を配慮した整備とする。なお、直接的な整備が不能な遺構については、可能な限り調査、分析を行い、記録保存により後世に伝えていく。

(2) 遺構の整備

既に公有化されている遺構については、それぞれの状況、課題に即した整備を計画的に行っていく。民有地等に属する遺構については、所有者の同意を得て整備する。

また、所有権の放棄、遺構の取り壊しなどの現況の変化に柔軟に対応することや必要に応じて公有化の検討、文化財指定化等の検討を図っていく。

本計画では、それぞれの遺構を保存、整備していくことで、これらの点を線として繋げ、さらには宇佐海軍航空隊跡地を中心とした地域を面としてとらえたフィールドミュージアム（野外博物館）としての機能を発揮することを目指し、名称表示や解説板、見学者の安全対策、教育的効果や展示演出効果を踏まえた考証再現など、遺構めぐりや見学に適した整備を行い、併せて見学者の安全で快適な移動を考慮した道路整備や適所に駐車場、駐輪場等の環境整備を図る。

特に、フィールドミュージアム整備計画でもある「宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画」において、本物が体感できる実物展示資料としての屋外展示物と位置づけされている遺構については、フィールドミュージアムの拠点施設の建設に伴う足並みを揃えた整備として、施設のサイン計画、解説計画に即したデザインの統一など一体化した整備を図る。

(3) 遺構の活用

本計画で整備された遺構は、宇佐市平和ミュージアム（仮称）拠点施設内の他の遺物、資料等、屋内展示物との連携を図り、それらと一体化された遺構めぐりや見学コース（フィールドツアー）の構築により平和学習等への活用を強化していく。

特に、修学旅行先としての魅力拡大やグリーンツーリズム（宿泊体験学習）の付加価値の拡大など、滞在型観光の促進といった観光施策との連携も深めることで、相乗効果の拡大を図り、交流人口の拡大による市全域での活性化を目指していく。

2. 保存整備の計画

(1) 段階的保存整備

本計画の保存整備対象遺構は、それぞれの特徴を活かし、現況や課題に即した整備を行っていくが、整備箇所が多数であり、多くの事業費を伴うことから、段階的な保存整備を図る。

但し、各遺構の保存整備については、本計画での段階的、年次計画に沿った整備を進めていくことを基本とするが、情勢の変化への対応や、解説板、案内表示といった比較的軽微な整備については、必要に応じて的確な時期を判断し保存整備を図る。

○重点整備

既に公有化されている遺構や指定史跡化されている遺構の整備を重要視し、これらを中心に保存整備を図る。特に、「宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画」との連携を図るため、当面の遺構めぐりの対象遺構については、屋外展示物として宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の開館までを目途に適切な整備を図る。

なお、保存整備を実施した遺構については、県指定文化財への具申等も視野に入れ、資料館整備と併せて遺構の概要や整備内容等をまとめた整備報告書を作成する。

○中・長期整備

遺構の整備には、所有者の同意が不可欠なこともあり、現在、倉庫等で利用されている遺構も多数あるため、保存整備に向けた調整を進めていく。

なお、調査不足のため概要が把握できていない遺構についても、記録保存に向けた調査等を行う。

(2) 対象遺構の整備内容

番号	遺構の名称	整備内容(改訂前)	整備内容(改訂後)
1	城井1号掩体壕 ※市指定史跡	・雨漏り補修 ・保存整備工事	・H31年度整備済 ・維持管理 ・整備報告書刊行
2	滑走路跡	・滑走路跡が理解できる標識等の設置	同左
3	宇佐海軍航空隊 エンジン調整場 ※市有地	・保存整備工事(耐震工事) ・隣接地用地取得(500 m ²) ・文化財指定化等を検討	・H31年度用地取得済 ・保存整備工事 ※整備イメージ掲載
4	宇佐海軍航空隊落下傘整備所 ※市指定史跡	・保存整備工事(耐震工事) ・周辺用地取得(200 m ²)	・H30年度整備済 ・維持管理 ・整備報告書刊行
5	宇佐海軍航空隊 耐弾式コンクリート造建物 ※市指定史跡	・保存整備工事(耐震工事)	・H30年度整備済 ・維持管理 ・整備報告書刊行
6	耐弾式コンクリート 造建物付属施設(タンク跡) ※市指定史跡(追加)	・5. コンクリート造建物と一体化した整備・用地取得(644 m ²)	・H30年度整備済 ・維持管理 ・整備報告書刊行
7	宇佐海軍航空隊正門跡	・正門跡として整備 ・バス駐車場、トイレ、休憩所、ミニガイド施設整備、用地取得(1,400 m ²)	・H29年度整備済み ・維持管理 ・整備報告書刊行
8	宇佐海軍航空隊関係 爆弾池 ※市指定史跡	・発掘調査 ・展望台設置ほか駐車場整備	・H31年度整備済み ・維持管理 ・整備報告書刊行
9	中型掩体壕	・最大級の掩体壕として公有化を図る。所有者不明のため、周辺用地を取得、整備 652 m ² + 900 m ² = 1,552 m ²	・周辺用地取得困難
10	宇佐海軍航空隊忠魂碑 ※市登録有形文化財	・県道拡幅工事のため移設 ・移設場所の検討・文化財指定化等の検討	・H29年度整備済み
11	宇佐海軍航空隊関係 蓮光寺生き残り門 ※市登録有形文化財	・平和ミュージアム事業に関連した整備	同左

番号	遺構の名称	整備内容(改訂前)	整備内容(改訂後)
12	宇佐海軍航空隊関係 津島屋跡コンクリート造建物 (仮称)	—	・倉庫等撤去 ・防護柵設置 ・駐車場等整備 ※整備イメージ掲載
13	高居地下壕 ※市指定史跡	・概要調査 ・平和ミュージアム事業に関連した 整備	同左
14	宇佐海軍航空隊正門門柱 ※市登録有形文化財	・出土地へ移設 ・文化財指定化等の検討	・H27 年度市登録有形文化財 ・H28 年度宇佐空の郷へ1基移 設
15	宇佐海軍航空隊関係 柳田清雄顕彰碑 ※市登録有形文化財	・概要調査、記録保存 ・説明板の設置 ・文化財指定化等の検討	・H27 年度市登録有形文化財
16	宇佐海軍航空隊関係 旧三洲国民学校コンクリート塀 (機銃掃射弾痕塀) ※市登録有形文化財	・概要調査、記録保存 ・説明板の設置 ・文化財指定化等の検討	・H27 年度市登録有形文化財
17	柳ヶ浦小学校戦禍を生き延びた柳 の木	・大分県保護樹木に指定され ているので、現状維持措置を 検討	同左
18	航空隊踏切	・民有であるため、所有者と の保存、整備に向けた調整 ・説明板の設置	同左
19	電信室跡	・民有であるため、所有者と の保存、整備に向けた調整(圃 場整備計画地域内) ・説明板の設置	同左
20	今宮神社 爆弾池	・民有地であるため、地権者 との保存、整備に向けた調整 ・発掘調査等を行い、記録保 存を検討	同左
21	艦爆標的	・移設保存は困難なため、記 録保存を検討	同左
22	海軍栈橋	・移設保存は困難なため、記 録保存を検討 ・説明板設置	同左
23	大分憲兵隊柳ヶ浦分遣隊跡	・民有地であるため、地権者 との保存、整備に向けた調整	同左

番号	遺構の名称	整備内容(改訂前)	整備内容(改訂後)
24	城井 2 号掩体壕(仮称)	・ 民有地であるため、地権者との保存、整備に向けた調整・施設概要調査	同左
25	城井掩体壕型弾薬庫	・ 民有地であるため、地権者との保存、整備に向けた調整	同左
26	畑田地下弾薬庫	・ 民有地であるため、地権者との保存、整備に向けた調整	同左
27	吉松地区機銃掃射弾痕の塀	・ 民有であるため、所有者との保存、整備に向けた調整 ・ 説明板の設置	同左
28	その他掩体壕	・ 民有地であるため、地権者との保存、整備に向けた調整 ・ 必要に応じて記録保存に向けた調査	同左
29	横穴壕(別府、矢部、高森他)	・ 市有の測量記録、図面等に照らした実測等の調査・公開に向けた検討	同左
30	宇佐海軍航空隊敷地境界排水路	・ 保存整備に向けた調整 ・ 必要に応じて市有の測量記録、図面等に照らした実測等の記録保存に向けた調査 ・ 公開に向けた検討	同左
	その他 戦争関連遺構	情報収集、必要に応じて順次調査	同左

(3) 遺構の整備イメージ

番号: 3 宇佐海軍航空隊エンジン調整場

●整備概要

- ・現状維持を基本に見学者の安全を考慮し、耐震工事を中心とした保存整備を図る。
- ・遺構めぐりに対応する環境整備や近隣の農村公園を駐車場として活用するため、通路としての用地確保、整備を図る。

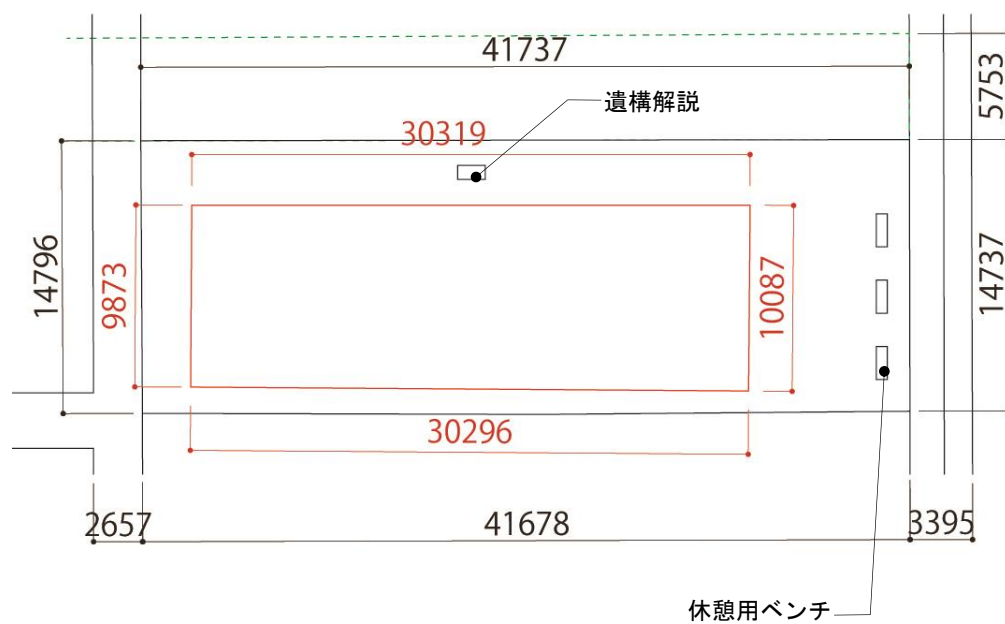
●敷 地



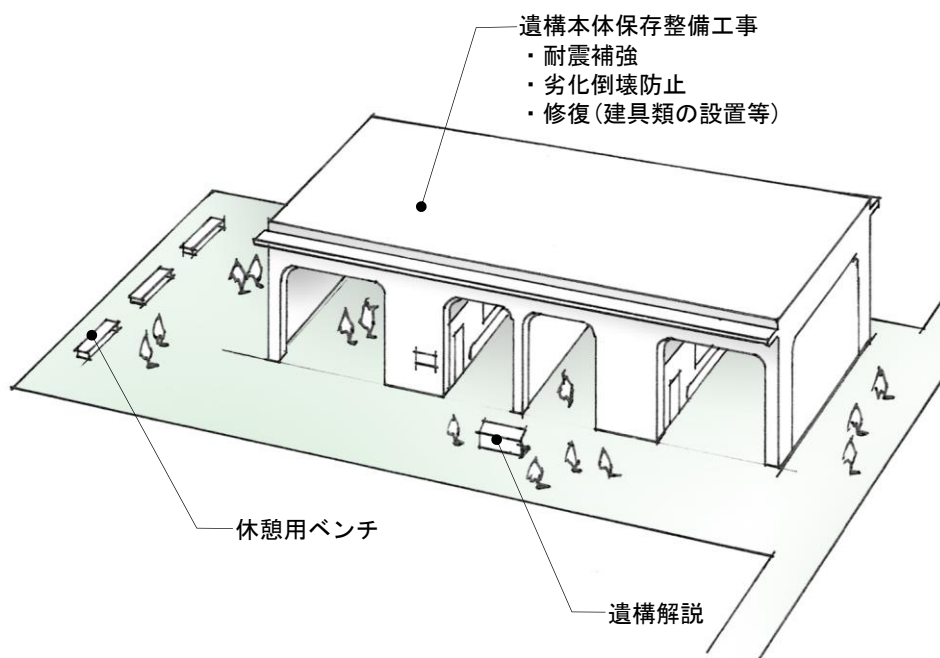
●現況写真



●平面配置プラン



●整備イメージ



●整備概要

- ・西側にある倉庫等を撤去する
- ・建物内に侵入できないよう、防護柵を設置する
- ・蓮光寺生き残り門を見学する際の駐車場等に活用できるよう、敷地内を整備する。

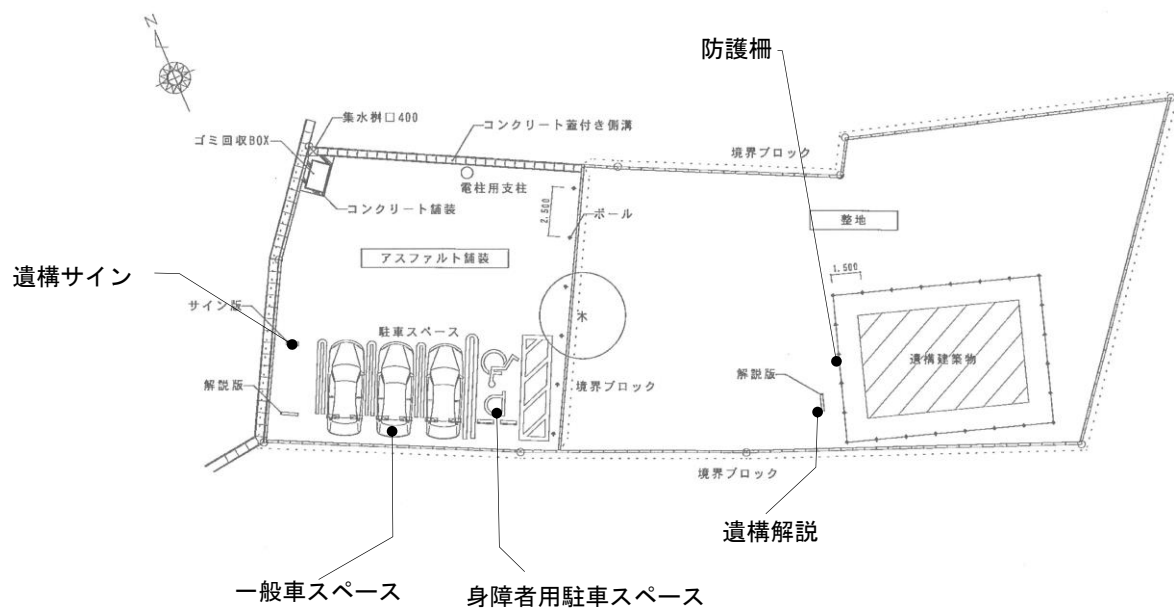
●敷 地



●現況写真



●平面配置プラン



●整備イメージ

